

## 資料提供

令和3年4月30日  
県民生活環境部環境政策課長 佐藤 隆史  
(担当：課長補佐 市岡)  
直通 029-301-2946 内線 2943

### 神栖市における野鳥監視重点区域の指定解除について

千葉県山武郡横芝光町、匝瑳市、旭市及び香取郡多古町において、令和3年1月21日から2月19日にかけて高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び野鳥糞便からの高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出がされたことに伴い、2月6日以降、環境省から神栖市の一部が野鳥監視重点区域に指定され、本県においても野鳥の監視強化を行ってきたところで

す。  
その後、当該区域内において野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、最後の発生農場の防疫措置完了日（3月29日）の翌日※から30日後の4月28日24時をもって指定が解除されたことをお知らせいたします。

また、この指定解除により、県内及び隣接県における野鳥監視重点区域の指定はなくなりましたことと、全国での野鳥の監視体制も「対応レベル2」から「対応レベル1」に引き下げられたことを、併せてお知らせいたします。

※ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（環境省）に基づき、野鳥監視重点区域は、以下を1日目として30日目の24時に解除されます。

- － 野鳥及び飼養鳥の場合は、回収日の次の日を1日目とする
- － 家きんの場合は、防疫措置完了日の次の日を1日目とする
- － 環境試料（糞便、水等）の場合は、採取日の次の日を1日目とする

また、複数発生で野鳥監視重点区域の範囲が重なる場合は、最後の区域が解除される時に同時に解除されることになっています。

#### 【参考情報】

高病原性鳥インフルエンザに関する情報を提供しているホームページ

○環境省HP [http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/index.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

○県環境政策課HP

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shizen/chojyuhogo/shibo.html>